

〈資料1-2〉一般社団・財団法人と公益社団・財団法人の税制の取扱い

	非営利型法人		非営利型以外の法人(普通法人)	公益社団法人 公益財団法人
	非営利 徹底型	共益型		
課税所得の範囲	収益事業から生じた所得に対して課税(会費収入等は事業収入ではなく非課税)。	収益事業から生じた所得の所得に対して課税。	全ての所得に対して課税。	収益事業から生じた所得に対して課税。 公益目的事業は非課税。
みなし寄附金制度	なし。	なし。	なし。	あり。 その収益事業に属する資産のうちから、自らが行う公益目的事業のために支出した額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなす(所得の50%。ただし条件によっては100%まで)。
利子所得等の源泉徴収	課税。	課税。	課税。	一定の利子等にかかる源泉所得税は非課税。
寄附金控除の適用	適用なし。	適用なし。	適用なし。	適用あり。
別荘課金算入	別荘の損金算入はできない。	別荘の損金算入はできない。	別荘の損金算入はできない。	会社などの法人が支出した寄附金については一般寄附金の損金算入限度額とは別に別荘の損金算入ができる。
財産を寄附した場合の課税所得等の非課税	非営利徹底型の場合で、所定の要件を満たしているときは国税庁長官の承認を受けて、寄附者の課税所得等にかかる所得税が非課税となる特例が設けられている。	譲渡所得等にかかる所得税が非課税となる特例はない。	譲渡所得等にかかる所得税が非課税となる特例はない。	所定の要件を満たしているときは、国税庁長官の承認を受けて、譲渡所得等にかかる所得税が非課税となる特例が設けられている。

〈資料 1—3〉非営利型法人の要件 (法人税法 2 九の二、同法施行令 3)

類型	要件
(イ) 一般社団法人・一般財団法人のうち、その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であってその事業を運営するための組織が適正であるものとして右欄に掲げる要件のすべてに該当するもの (*1)	<p>① その定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。</p> <p>② その定款に解散したときはその剰余財産が固若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。</p> <p>i 公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>ii 公益法人認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人</p> <p>③ 上記①及び②の定款の定め反する行為 (①、②及び④) に掲げる要件のすべてに該当していた期間において、剰余金の分配又は剰余財産の移転若しくは引渡し以外の方法 (合併による資産の移転を含みます。) により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。) を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。</p> <p>④ 各理事 (清算人を含みます。以下同じです。) について、その理事及びその理事の配偶者又は 3 親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者 (*2) である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3 分の 1 以下であること (*3)。</p>
〈非営利徹底型〉	<p>(ロ) 一般社団法人・一般財団法人のうち、その会員から受け入れる会費によりその会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であってその事業を運営するための組織が適正であるものとして右欄に掲げる要件のすべてに該当するもの (*1)</p>
〈共益型〉	<p>① その会員の相互の支援、交流、連絡その他のその会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。</p> <p>② その定款 (定款に基づく約款その他これに準ずるものを含みます。) に、その会員が会費として負担すべき金額の額の定め又はその金額の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。</p> <p>③ その主たる事業として収益事業を行っていないこと。</p> <p>④ その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与えない旨の定めがないこと。</p> <p>⑤ その定款に解散したときはその剰余財産が特定の個人又は団体 (固若しくは地方公共団体、上記 (イ) ② i 若しくは ii に掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除きます。) に帰属する旨の定めがないこと。</p> <p>⑥ ①から⑤まで及び⑦に掲げる要件のすべてに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法 (合併による資産の移転を含みます。) により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。</p>

⑦ 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は 3 親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者 (*2) である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3 分の 1 以下であること (*3)。

(*1) 清算中に表の右欄に掲げる要件のすべてに該当することとなつたものを除きます。

(*2) 理事と一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます (法人税法施行規則 2 の 2 ①)。

- ① その理事の配偶者
- ② その理事の 3 親等以内の親族
- ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ その理事の使用人
- ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は 3 親等以内の親族

(*3) 一般社団法人または一般財団法人の使用人 (職制上使用人としての地位のみを有する者に限ります。) 以外の者でその一般社団法人または一般財団法人の経営に従事しているものは、その一般社団法人または一般財団法人の理事とみなして、上記 (イ) ④ または (ロ) ⑦ の要件を満たすかどうかの判定をします (法人税法施行令 3 ③)。

定款について

1. 前提条件について

- ・法人格：一般財団法人
- ・税制：非営利型法人（完全非営利型）
※収益事業により生じた所得に対して課税されます。
- ・会計監査人：非設置
- ・その他：公益法人への移行を視野

2. 記載事項

- ・主に内閣府で作成した、公益財団法人等に移行認定を申請するための「定款の変更の案」作成の案内（内閣府モデル定款）を基に作成しています。なお、定款の記載事項には、絶対的記載事項、相対的記載事項及び任意的記載事項に分類されます。

◆絶対的記載事項

：定款に必ず記載しなければならず、その事項についての記載がない場合には、定款全体が無効となる記載事項です。一般法人法第153条1項に規定されています。

- ①目的・事業
- ②名称
- ③主たる事務所の所在地
- ④設立者の氏名又は名称及び住所
- ⑤設立に際して設立者（設立者が2人以上あるときは各設立者）が拠出をする財産及びその価額
- ⑥設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項
- ⑦設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人であるときは、設立時会計監査人の選任に関する事項
- ⑧評議員の選任及び解任の方法
- ⑨公告方法
- ⑩事業年度

◆相対的記載事項

：相対的記載事項とは、定款に記載しておかなければその事項について効力が生じない記載事項です。絶対的記載事項と異なり、定款に記載しなくても定款が無効となることはありませんが、効力を発生させるためには、必

ず定款に記載しなければなりません。

- ・基本財産に関する定め
 - ・評議員の任期
 - ・理事及び監事の任期
 - ・責任免除、責任限定契約の定め
 - ・会計監査人を置く定め
 - ・「目的」及び「評議員の選任及び解任の方法」の変更について評議員会の決議によってできる旨の定め
 - ・評議員の報酬
 - ・理事、監事の報酬
 - ・理事会の議事録に署名する者につき別段の定め
 - ・理事会決議の省略の定め、評議員会決議の省略の定め
 - ・評議員会の決議要件を加重（過半数を上回る割合に）する定め
 - ・評議員会の招集通知の発信に関する特例
 - ・理事の職務執行の理事会への報告回数 の定め
 - ・理事会の決議要件を加重（過半数を上回る割合に）する定め
 - ・存続期間又は解散事由の定め
 - ・残余財産の帰属の定め
- など

◆任意的記載事項

：任意的記載事項は、強行規定や公序良俗に反しない限り、記載してもしなくてもどちらでもよい事項ですが、記載することにより明確になるという利点があります。

主にガバナンスの観点から、若しくは、通例で記載しています。

しかしながら、一度規定してしまうと変更するには評議員会の特別決議が必要になるため、注意が必要です。

- ・評議員会の議長
 - ・評議員会の召集時期
 - ・役員 の員数
- など

3. 参照資料

◆法令

- ・一般法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）

◆書籍

- ・【改訂版】一般社団法人・財団法人の実務（熊谷則一・清水謙一 著）
- ・定款の逐条解説 公益財団法人・一般財団法人編（渋谷幸夫 著）

◆既存定款

- ・佐渡市スポーツ協会
- ・一般財団法人宇部市文化創造財団
- ・一般財団法人こまき市民文化財団

財団名称 各委員意見

氏 名	名称 (案)
A	佐渡文化財団
B	佐渡文化財団
C	佐渡伝統文化振興財団
D	佐渡文化財団
E	佐渡市文化財団
F	佐渡文化財団
G	佐渡市文化財団
H	佐渡文化振興財団
I	さど文化財団

一般財団法人〇〇〇〇〇〇定款 (案)	一般財団法人〇〇〇〇〇〇定款逐条説明
<p>(設立者の名称及び所在地)</p> <p>第5条 設立者の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 佐渡市</p> <p>(2) 所在地 新潟県佐渡市千種232番地</p> <p>第3章 財産及び会計</p> <p>(財産の拠出及びその価額)</p> <p>第6条 設立者が拠出する財産の種類及びその価額は、次のとおりとする。</p> <p>拠出財産及びその価額 現金 300万円</p> <p>(基本財産)</p> <p>第7条 この法人の目的である事業を行なうために不可欠な基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 第6条に記載された財産</p> <p>(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産</p> <p>(3) 理事会で基本財産に繰り入れられることを議決した財産</p> <p>2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第8条 この法人の事業年度は、年1期とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第9条 この法人の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p>	<p>(設立者の名称及び所在地)</p> <p>第5条 ・設立者は佐渡市、所在地は本庁所在地を記載しています。</p> <p>第3章 財産及び会計</p> <p>(財産の拠出及びその価額)</p> <p>第6条 ・設立に当たり300万円の財産の拠出が必要で ・純資産額が2期続けて300万未満となった場合には解散となります。</p> <p>(基本財産)</p> <p>第7条 ・基本財産は、法人の基本的な蓄え（一般企業の資本金に相当するもの）として、原則使用不可です。 ・解散事由に該当しないように、拠出財産を基本財産としておくことにより、常に300万円の財産確保が可能となります。 ・左記は、スポーツ協会の定款に準じて記載しています。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第8条 ・事業年度は、計算書類等を作成するための基礎となる一定の期間をいいます。 ・事業年度は、何月からでもよいが、期間は1年を超えることはできません。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第9条 ・理事会だけの承認に止めるか、評議員会の承認とするかは、特に法令上の規制はなく、承認方法は定款の定め方によります。ただし、評議員会の承認とした場合、評議員会を最低年2回開催する必要があります。 ・一般財団法人の場合、事業計画及び収支予算書の閲覧義務はないが、公益法人には閲覧義務があるため、将来の公益認定に備えることを目的として、規定しています。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第10条 ・会計監査人を設置しないことを前提とした規定しています。 ・各事業年度に係る(1)から(5)までの書類の作成が必須です。(6)については、公益財団法人では必須だが、一般財団法人では作成は任意です。</p>

<p>一般財団法人〇〇〇〇〇〇〇〇定款（案）</p>	<p>一般財団法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇定款逐条説明</p>
<p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 正味財産増減計算書</p> <p>(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>第4章 評議員 (評議員の定数)</p> <p>第11条 この法人に、評議員〇名以上〇名以内を置く。</p> <p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>第12条 評議員の選任及び解任は、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。</p> <p>2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。</p> <p>(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。</p> <p>イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族</p> <p>ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p>	<p>・事業報告については、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律（一般財団法人法）において下記のとおり流れが定められています。</p> <p>① 第1項の(1)から(5)までの書類を作成（(6)は任意）</p> <p>② 作成した書類につき、監事の監査を受ける。</p> <p>③ ②で監査を受けた書類につき、理事会の監査を受ける</p> <p>④ ③で承認を受けた書類のうち、付属明細書を除く書類を定時評議員会に提出する。</p> <p>⑤ ④により提出された書類のうち、事業報告については、定時評議員会に報告し、それ以外の書類につき、定時評議員会の承認を受ける。</p> <p>・一般財団法人では、一般法人法において、第1項の(1)から(5)までの書類及び監査報告を、定時評議員会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え付けておくことを義務付けています。また、それらの書類又はその写しについて、業務時間内は、いつでも閲覧請求や謄本又は抄本の交付請求に応じないといけないと定められています。なお、財産目録、名簿等の書類については、備え付け等の義務はありませんが、公益法人にはあるため、将来の公益認定に備えることを目的として、規定しています。</p> <p>第4章 評議員 (評議員の定数)</p> <p>第11条 ・一般財団法人には評議員を3人以上置かなければなりません。上限はありません。上限を設ける場合には、相対的記載事項となるため、定款に規定する必要があります。なお、評議員の員数の下限は3人以上であれば何人でも可です。※参考までに、スポーツ協会の定款には「評議員5名以上10名以内を置く。」と規定されています。</p> <p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>第12条 ・一般法人法は、評議員の選任及び解任方法について、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは無効とするものの、他に特段の定めは規定していません。したがって、どのような方法で行うかについては、定款で定めた方法で行うこととなります。</p> <p>・「評議員」は、一般財団法人の運営がその目的から逸脱していないかを監督する重要な立場にあり、評議員会の議決権を与えられ、理事などの選任や解任、定款の変更など法人運営における重要事項の最終的な意思決定権を付与されています。そのため、公正かつ適切な法人の業務運営を確保するにあたり、特</p>

一般財団法人〇〇〇〇〇〇〇〇定款（案）	一般財団法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇定款逐条説明
<p>ハ 当該評議員の使用人</p> <p>ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者</p> <p>ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者</p> <p>(2) 他の同一の団体（公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第2条第3号に規定する公益法人をいう。）を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。</p> <p>イ 理事</p> <p>ロ 使用人</p> <p>ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <p>ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者</p> <p>① 国の機関</p> <p>② 地方公共団体</p> <p>③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人</p> <p>⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）</p> <p>3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>（評議員の任期）</p> <p>第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちに、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残</p>	<p>定の団体や勢力の関係者に偏らないようにしなければなりません。</p> <p>公益財団法人の場合には、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにする必要があることから、これを確実に担保する方法として、次の2つの方法のいずれかが望ましいとされています。</p> <p>なお、左記定款（案）については、A案で記載されています。</p> <p>A案：「評議員の構成を公益法人認定法第5条第10号及び第11号に準じたものにする」旨を定める方法</p> <p>B案：評議員の選任及び解任をするための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従つて評議員を選任及び解任する方法</p> <p>・評議員の解任を評議員会が行うとした場合、定款に特に規定しなければ、評議員会の普通決議（出席した評議員の過半数をもって）により行うこととなりま</p> <p>す。普通決議よりも要件を厳しくするのであれば、その要件を定款に規定する必要がありません。</p> <p>・第3項（兼職の禁止）については、法定の欠格事由なので、定款に記載しなくても差し支えありませんが、ガバナンスの観点から規定しています。</p> <p>（評議員の任期）</p> <p>第13条 ・評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちに、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとするのが原則です。</p> <p>・任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員であつても、定款</p>

一般財団法人〇〇〇〇〇〇〇〇定款 (案)	一般財団法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇定款逐条説明
<p>任期間とする。</p> <p>3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p> <p>(評議員の報酬等)</p> <p>第14条 評議員は、無報酬とする。</p> <p>2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。</p> <p>第5章 評議員会 (構成)</p> <p>第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第16条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任 (2) 理事及び監事に対する報酬等の支給基準 (3) 評議員に対する報酬等の支給基準 (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認 (5) 定款の変更 (6) 残余財産の処分 (7) 基本財産の処分又は除外の承認 (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項 <p>(開催)</p> <p>第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時評議員会は必要がある場合に開催する。</p>	<p>に特段の定めがなければ、その任期は、定款で定められた期間となります。ただし、定款で定めれば、補欠として選任された評議員の任期を前任者の任期の満了する時までとすることができます。当該定めは、相対的記載事項となります。</p> <p>改選時期がずれてしまわないように、このような規定とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3項については、一般法人法で定められた評議員の権利義務なので、定款に規定しなくても差し支えありませんが、ガバナンスの観点から規定されています <p>(評議員の報酬等)</p> <p>第14条 ・評議員の報酬等は、定款で定めなければなりません。無報酬であれば、無報酬である旨を定款で定める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記案は、スポーツ協会の定款に準じて記載しています。 <p>第5章 評議員会 (構成)</p> <p>第15条 ・一般法人法において評議員会は、すべての評議員で組織すると規定されているため、定款に規定しなくても差し支えありませんが、確認的に規定するのが通例です。</p> <p>(権限)</p> <p>第16条 ・評議員会は、一般法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般法人法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする旨の定めは無効となります。 ・一般法人法で評議員会の権限とされている事項以外の事項を評議員会の権限とするためには、定款に規定しなければなりません。なお、当該権限の定めは、相対的記載事項となります。 <p>(開催)</p> <p>第17条 ・一般法人法において定時評議員会は、毎事業年度の終了後の一定の時期に召集しなければならないと規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会は、定時評議員会以外に、必要に応じていつでも招集することができます。定時評議員会以外に開催される評議員会をすべて臨時評議員会といたします。 ・左記案は、スポーツ協会の定款に準じて記載しています。

一般財団法人〇〇〇〇〇〇定款 (案)	一般財団法人〇〇〇〇〇〇定款逐条説明
<p>(招集)</p> <p>第18条 評議員会は、法令に別段の定める場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。</p> <p>3 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第19条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的等を記載した書面をもって通知を発しななければならない。</p> <p>2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。</p> <p>3 理事長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集通知を発する。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。</p> <p>(決議)</p> <p>第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 監事の解任 2) 定款の変更 3) 基本財産の処分又は除外の承認 4) その他法令で定められた事項 <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に選任することとし、定数の枠に達するまで同項の決議を行う。</p>	<p>(招集)</p> <p>第18条 ・任意的記載事項であり、かつ、一般法人法に規定があるため、記載がなくとも差し支えありませんが、ガバナンスの観点から規定しています。</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第19条 ・任意的記載事項であり、かつ、一般法人法に規定があるため、記載がなくとも差し支えありませんが、ガバナンスの観点から規定しています。</p> <p>(議長)</p> <p>第20条 ・一般法人法には、評議員会の議長についての規定はありません。そのため、任意的記載事項ですが、ガバナンスの観点から規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記案は、スポーツ協会の定款に準じて記載しています。 <p>(決議)</p> <p>第21条 ・一般法人法で評議員会の普通決議の要件は、決議に加わることができる評議員の過半数が出席し（定足数）、その過半数をもって行う必要があると規定しています。この定足数又は議決割合は、加重することはできませんが、軽減することとはできません。</p> <p>加重する場合は、定款の相対的記載事項になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般法人法で評議員会の特別決議の要件は、決議に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う必要があります。この議決割合は、加重することとはできませんが、軽減することとはできません。加重する場合は、定款の相対的記載事項になります。なお、特別決議が必要な事項は、一般法人法第189条第2項各号に次のように列挙されています。 ◆監事の解任、役員等の責任の一部免除、定款の変更、事業の全部譲渡、解散した一般財団法人の継続、合併契約の承認の決議

（決議及び報告の省略）

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決とする旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された2名がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

（運営）

第24条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第6章 役員

（役員の設定）

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 〇人以上〇人以内
- ② 監事 〇人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、〇人以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

・左記の案は、上記のうち主要なもの及びこの定款案において評議員会の特別決議を要するものを規定しています。

（決議及び報告の省略）

第22条 ・通常、評議員は、代理人によって議決権を行使することも、書面によって議決権を行使することも認められていません。ただし、一般法人法で理事が評議員会に目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決とする旨の評議員会の決議があったものとみなされるところと規定しています。評議員全員の書面による同意の意思表示によって、評議員会の決議を省略することができます。

また、一般法人法では、評議員会への報告の省略についても規定されています。

評議員会運営の簡略化、弾力化に繋がることから、規定しています。

（議事録）

第23条 ・左記案は、スポーツ協会の定款に準じて記載しています。

（運営）

第24条 ・評議員会運営の円滑化・効率化のために、定款に定められていない、評議員会で必要な様式や議事の進行順序などを別途定める必要があります。

第6章 役員

（役員の設定）

第25条 ・一般財団法人には理事を3人以上置かなければなりません。上限はありません。上限を設ける場合には、相対的記載事項となるため、定款に規定する必要があります。なお、評議員の員数の下限は3人以上であれば何人でも可です。一般財団法人には監事を置かなければなりません。監事の員数は、一般法人法には特に規定していません。

※参考までに、スポーツ協会の定款には「理事 20名以上50名以内 監事 3名」と規定されています。

・業務執行理事は、一般的には常勤の役付理事から選定することが望ましいです。

一般財団法人〇〇〇〇〇〇定款（案）	一般財団法人〇〇〇〇〇〇定款逐条説明
<p>(役員 の 選任等)</p> <p>第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。</p> <p>(理事 の 職務 及び 権限)</p> <p>第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事 の 職務 及び 権限)</p> <p>第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員 の 任期)</p> <p>第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評</p>	<p>(役員 の 選任等)</p> <p>第26条 ・理事及び監事は、評議員会決議によって選任します。定款に特に規定しなれば、普通決議によって選任されます。普通決議と異なる要件とする場合は、相対的記載事項となるため、定款に規定する必要があります。</p> <p>・代表理事及び業務執行理事は理事会決議によって選定します。この場合、例えば、理事会で代表理事を選定するにあたり、評議員会での投票結果や選挙等の結果を尊重する旨の規定を設けることも可能です。</p> <p>・代表理事の選定は理事会決議によって行うこととされていますが、評議員会は、一般法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができますとあるため、定款で定めれば、評議員会の決議事項とすることもできます。</p> <p>・第4項及び第5項については、税制上、非営利型法人となるための必要要件です。</p> <p>(理事 の 職務 及び 権限)</p> <p>第27条 ・一般法人法で、一般法人法上の代表理事及び業務執行理事（この定款上に置き換えると理事長、専務理事及び常務理事）は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないと規定されています。ただし、定款で毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合には、当該間隔で職務の執行状況を報告することができず。なお、当該定めは、相対的記載事項となります。</p> <p>※参考までに、スポーツ協会の定款は左記第3項と同様の規定となっており、</p> <p>(監事 の 職務 及び 権限)</p> <p>第28条 ・「理事の職務の執行」とは、業務の執行に限らず、理事が理事としての地位に基づいて行うすべての行為（業務執行の決定、業務の執行、他の理事の職務執行の監督）を意味します。また、監査の対象は、「理事の職務の執行」の全般に及ぶことから、理事が作成した計算書類及び事業報告並びに付属明細書等の監査も含まれます。</p> <p>つまり、監事は、業務監査権限と会計監査権限を有します。</p> <p>・左記案は、スポーツ協会の定款に準じて記載しています。</p> <p>(役員 の 任期)</p> <p>第29条 ・一般法人法によれば、理事の任期は、原則として、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」となっています。ただし、定款に規定すれば短縮することも可能です。なお、当該規定</p>

一般財団法人〇〇〇〇〇〇〇〇定款（案）	一般財団法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇定款逐条説明
<p>議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員)の解任)</p> <p>第30条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任するときは、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により行わなければならない。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>(役員)の報酬等)</p> <p>第31条 理事又は監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事又は監事に対しては、報酬を支給することができる。</p> <p>2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができ。</p> <p>3 前2項に關し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。</p> <p>(取引)の制限)</p> <p>第32条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引</p> <p>(3) この法人がその理事の債務を保証することとその他理事以外の者との間におけるこ</p>	<p>は相対的記載事項になります。</p> <p>※参考までに、スポーツ協会の定款は左記第1項と同様の規定となっております</p> <p>・一般法人法によれば、理事の任期は、原則として、「選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關する定時評議員会の終結の時まで」となっています。ただし、定款に規定すれば、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關する定時評議員会の終結の時まで」を限度として短縮することも可能です。なお、当該規定は相対的記載事項になります。</p> <p>※参考までに、スポーツ協会の定款は左記第2項と同様の規定となっております</p> <p>・任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事であっても、定款に特段の定めがなければ、その任期は、定款で定めた期間となります。ただし、定款で定めれば、補欠として選任された理事又は監事の任期を前任者の任期の満了する時までとすることができず、なお、当該定めは、相対的記載事項となります。</p> <p>改選時期がずれてしまわないように、このような規定としています。</p> <p>(役員)の解任)</p> <p>第30条 ・一般法人法で、理事又は監事は、①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、又は、②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないときは、評議員会の普通決議によって解任できると規定されています。</p> <p>・一般法人法で、監事の解任は、評議員会の特別決議事項となっております。この議決割合は、加重することはできませんが、軽減することはできません。加重する場合は、定款の相対的記載事項になります。</p> <p>・左記案は、スポーツ協会の定款に準じて記載しています。</p> <p>(役員)の報酬等)</p> <p>第31条 ・定款にその額を定めないうきは、評議員会の決議によって定めなければなりません。なお、この場合の決議は、定款に特に定められない限り、普通決議となります。</p> <p>・定款において報酬額を定めることも可能ですが、額を変更する度に定款編変更が必要となるため、評議員会で定める旨の規定としています。</p> <p>(取引)の制限)</p> <p>第32条 ・一般法人法で、就業取引や利益相反取引について制限があり、これらの取引に当たっては、理事会に取引についての重要な事実を開示して、承認を得なければならないと規定されています。記載がなくても差し支えありませんが、ガバナンスの観点から規定しています。</p>

の法人とその他の理事との利益が相反する取引
 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除）

第33条 この法人は、一般財団法人第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の同法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（責任の一部免除）

第33条 ・一般財団法人で、理事又は監事は、その任務を怠ったときは、一般財団法人に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。これらの損害賠償責任については、総評議員の同意がある場合には免除され、また、その任務懈怠（にんむけたい）が善意で重過失がない場合には、評議員会決議によって法定の限度額まで損害賠償額が免除されることと規定しています。さらに、定款に定めがあれば、理事会決議によって法定の限度額まで損害賠償額が免除されることも規定しています。

機動的な責任免除ができないと、理事又は監事の活動が委縮するおそれがあるため、左記のとおり規定しています。

第7章 理事会

（構成）

第34条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第7章 理事会

（構成）

第34条 ・一般財団法人において理事会は、すべての理事で組織すると規定されているため、定款に規定しなくても差し支えありませんが、確認的に規定するのが通例です。

（権限）

第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（開催）

第36条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたととき。
- ② 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（権限）

第35条 ・左記第1項第1号で規定する「業務執行」とは、一般財団法人及びこの定款で定められた評議員会の権限事項以外のすべての事業運営決定事項を意味します。

（開催）

- 第36条 ・一般財団法人は、理事会の開催と回数について、特に規定していません。
- ・ 定時理事会としては、3月に翌事業年度の予算や事業計画を審議する理事会、5月又は6月に開催される定時評議員会の招集を決定するための理事会及びこれに提出する計算書類等の承認に係る理事会、その他、理事長等の自己の職務の執行状況を報告する理事会などが考えられ、最低でも年2回から3回の開催が必要と考えられます。
 - ・ 第3項2号から第5号については、一般財団法人で規定されているため、記載がなくとも差し支えありませんが、ガバナンスの観点から規定していています。

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
 (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
 3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の7日前までに、各理事及び監事に対し、その通知をしなければならない。
 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当するときは、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集する通知をしなければならない。
 5 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
 3 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には、適用しない。

(招集)

第37条 一般法人法で、理事会は、「各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるときは、その理事が招集する。」と規定されています。理事長を理事会の招集権者とする場合には、その旨を定款に定める必要があります。

・第3項から第5項については、一般法人法で規定されているため、記載がなくとも差し支えありませんが、ガバナンスの観点から規定しています。なお、第3項については、定款で定めれば「1週間」を下回る期間とすることができます。

この場合の規定は、相対的記載事項となります。
 ※参考までに、スポーツ協会の定款は、「会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。」と規定されています。

(議長)

第38条 一般法人法には、理事会の議長についての規定はありません。そのため、任意記載事項ですが、ガバナンスの観点から規定しています。

(決議)

第39条 一般法人法で理事会の決議の要件は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し(定足数)、その過半数をもって行う必要があると規定しています。この定足数又は議決割合は、加重することはできませんが、軽減することはできません。

加重する場合は、定款の相対的記載事項になります。

(決議及び報告の省略)

第40条 通常、理事は、代理人によって議決権を行使することも、書面によって議決権を行使することも認められていません。ただし、一般法人法で理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決とする旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができると規定しています。つまり、定款に定めれば、理事全員の書面によ

<p>(議事録)</p> <p>第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならぬ。</p> <p>2 前項の議事録には、その会議に出席した理事長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。</p> <p>(運営)</p> <p>第43条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で定める。</p> <p>第8章 定款の変更及び解散等 (定款の変更)</p> <p>第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。</p> <p>(解散)</p> <p>第45条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。</p> <p>(残余財産の処分等)</p> <p>第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>2 この法人は、剰余金の分配を行わない。</p> <p>第9章 事務局 (設置等)</p> <p>第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p>	<p>る同意の意思表示によって、理事会の決議を省略することができます。なお、このような規定は相対的記載事項になります。</p> <p>また、一般法人法では、理事会への報告の省略についても規定されています。理事会運営の簡略化、弾力化に繋がることから、規定しています。</p> <p>(議事録)</p> <p>第42条 ・左記案は、スポーツ協会の定款に準じて記載しています。</p> <p>・一般法人法では、理事会に出席した理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印しなければならぬと規定しています。ただし、理事の署名等については、定款に定めれば理事長が行うことが可能です。このような規定は相対的記載事項になります。</p> <p>(運営)</p> <p>第43条 ・理事会運営の円滑化・効率化のために、定款に定められていない、理事会で必要な様式や議事の進行順序などを別途定める必要があります。</p> <p>第8章 定款の変更及び解散等 (定款の変更)</p> <p>第44条 ・定款に定められた目的、評議員の選任及び解任の方法以外の規定は、評議員会の特別決議によって変更することができます。</p> <p>・定款に定められた目的、評議員の選任及び解任の方法についての規定は、定款変更の対象となる旨が定款に規定されていない限り、原則として定款変更できません。これらの規定を変更できる旨の規定は、相対的記載事項になります。</p> <p>(解散)</p> <p>第45条 ・一般法人法で解散事由は規定されているため、解散についての定めを定款に規定するかは任意になります。しかし、解散は法人の運営に重大な影響を及ぼすので、規定するのが一般的です。</p> <p>(残余財産の処分等)</p> <p>第46条 ・税制上、非営利型法人となるための必要要件です。</p> <p>第9章 事務局</p> <p>・一般法人法には、法人の事務局に関する規定は設けられていませんので、定款に規定するかどうかは任意となります。しかし、事務局を設ける場合には、設置と組織、運営等</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一般財団法人〇〇〇〇〇〇〇〇定款逐条説明	
<p>2 事務局長には、事務局長及び必要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。</p> <p>4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。</p> <p>5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(備付け書類及び帳簿)</p> <p>第48条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え付けておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 評議員、理事及び監事の名簿 (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類 (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類 (5) 評議員、理事及び監事の報酬等に関する規則 (6) 事業計画書及び収支予算書 (7) 事業報告書及び計算書類等 (8) 監査報告 (9) その他法令で定める帳簿及び書類 <p>2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。</p> <p>第10章 情報公開及び個人情報保護</p> <p>(情報公開)</p> <p>第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。</p> <p>2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。</p> <p>2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>第11章 公告の方法</p> <p>(公告)</p> <p>第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p>	<p>に関する基本的事項について定款に規定しておくことが一般的であることから、規定しています。</p> <p>(公告)</p> <p>第51条 ・公告方法の定めは、絶対的記載事項になります。</p> <p>・一般財団法人法で公告の方法は、①官報に掲載する方法、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法、③電子公告、④主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法のいずれかでなければならぬと規定しています。</p> <p>※参考までに、スポーツ協会は①の方法を採用しています。</p>

